

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年2月12日（金）15:28～15:42
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

<関係省庁>

- 福士 亘 厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課長
渡部 幸一郎 厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課長補佐

<事務局>

- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 「シニア・ハローワーク（仮称）」の設置による50歳以上の求職者への重点的な就労支援について
- 3 閉会

○塩見参事官 それでは、続きまして、シニア・ハローワークの設置につきまして、御議論いただきたいと思っております。本件につきましては、これまで50歳以上の求職者に重点的な就労支援を行うハローワークを設置するという方向で御議論をいただいております。そして、最後、これをどういう形で措置するかということにつきまして、前回、事務局のほうから厚労省さんとも御相談をさせていただいた上で、構造改革特区の特例措置として位置づけるということについてお話をさせていただき、ワーキングの先生方からも、そういう方向でということ御理解をいただいたところでございます。本日は、具体的なシニア・ハローワークの設置につきましての運営要領を厚労省さんのほうで作成していただきましたので、その内容につきまして、御議論いただきたいという趣旨でございます。

それでは、よろしくお願いたします。

○八田座長 どうもお忙しいところを毎回お越しくださいます、ありがとうございます。それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○福土課長 それでは、「シニア・ハローワーク設置・運営要領」について御説明いたします。

1の趣旨ですが、ここにも書いてありますように、高年齢者等の活用を考える企業と就職を希望する高年齢者等との効率的・効果的なマッチングを図ることが重要となっている中で、高年齢者等の採用に積極的な企業の情報の収集・提供を初めとしまして、高年齢者等の就職支援を重点的に実施するシニア・ハローワークを設置するというところでございます。

設置に関することで、(1)設置場所につきましては、各都道府県労働局長が認める公共職業安定所等に設置する。構造改革特別区域基本方針別表1の「『シニア・ハローワーク』の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施」という中で、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請していただいて、その認定を受けた地方公共団体と必要な調整を行うものとするということで、シニア・ハローワークには、高年齢者向けの職業相談窓口を設置して、支援対象とする高年齢者等に対する就職支援を重点的に実施していくということです。

名称に関しましては、「○○シニア・ハローワーク」ということで、そこに対しましては、所在地名とか労働局名を呼称することを原則としますが、認定自治体と調整の上、労働局判断によって独自の愛称を使用しても差し支えない。ただし、その場合は、その前に愛称を呼称しながら「(○○ハローワーク)」等とします。

体制ですが、基本的には職員が実施するという中で、高年齢者雇用対策関係の相談員等が実施することとする。

それから、シニア・ハローワークにおける支援内容でございますが、支援対象者として55歳以上の高年齢者を支援対象とすることを原則としますが、認定自治体との調整によって、例えば50歳以上の中高年齢者等を支援対象とすることとしても差し支えない。

支援内容ですが、①から⑧までありますが、①として支援対策の紹介及び職業相談ということで、トライアル雇用事業等の国が行う高年齢求職者が活用できる支援対策等の紹介を行うとともに、キャリアカウンセリング等の職業相談を行う。

②としては、求人部門等と連携して、高年齢者の雇用確保に意欲的な企業等の情報を収集して、これら企業の求人情報誌を編さんする等の高年齢求職者の再就職に寄与する求人情報を提供していく。情報をあわせて提供することによって、効果的なマッチングに資することとするということです。

③として、将来の生活設計を踏まえた生活費用の試算等々を行い、年金等の社会保障制度を活用した職業生活の再設計に係る相談・援助を行っていく。

④においては、地方公共団体等の支援制度に係る情報提供及び誘導を行っていくということで、都道府県、市町村またはNPO法人等が行う高年齢求職者が活用できる支援制度に係る相談・情報提供を行うとともに、相談窓口への誘導を行っていく。

⑤として、雇用によらない就業機会の提供ということで、シルバー人材センター、社協

等が行う有償ボランティア等による就業に係る相談・情報提供を行うとともに、当該事業を実施する機関への誘導を行っていく。

それから、再就職準備ガイダンスを実施していくということで、ガイダンスにおいては集団実施を基本としますが、ニーズ等を踏まえて相談窓口等による個人実施も差し支えないものとするということです。ガイダンスについては、求人職種や労働条件、自己の有する職業能力や資格に関する労働市場における評価などについて認識が不足している場合があるため、この認識の差をなくすことを目的として実施しているということで、アからクまでございますが、例えばアでありますと管内の求人状況及び雇用情勢の説明を行ったり、企業が高齢者に対して求める役割、事例の紹介、プランニングをしていくような形の中で進めてまいりたいということです。

⑦においては、きめ細かな就職支援ということで、ここもアからオまでありますが、支援対象者のニーズに合った求人の提示と応募する求人の決定の支援をする。または、個別求人開拓によりマッチングと職業紹介をしていく。それから、履歴書とか職務経歴書の書き方を添削していったり、模擬面接をしたりしていく。

そういう中で、⑧でその他の支援ということで、認定自治体と十分な連携のもとで、支援対象者の就職支援の適切かつ効果的な実施のために必要と判断する業務を行っていく。

(3)において、積極的な周知・広報をしていくという中で、高齢者等の採用に積極的な企業の情報と就職を希望する高齢者の情報をシニア・ハローワークに集約させて、効果的・効率的なマッチングを行っていく。

その他、ハローワークの運営に必要な事項については別途定めていくという形でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

鈴木委員、何かございますか。

○鈴木委員 大変細かく書かれていると思うのですが、このシニア・ハローワークの一番重要なことは、求人票を出すときに、高齢者が欲しいのだというふうに年齢を制限して出すことが可能であるというところが一番のポイントなので、それがどこにも書いていないような気がするのですが、どこかになっているのですか。

○渡部課長補佐 3の②の「その際」というところですが、これはこれまでやりとりさせていただいた中でまとめたペーパーにも書いてありましたけれども、「中高年齢者が多く働いている職場であること」といったこと、これは雇対法を超えない範囲でということでも前も出していたかと思うのですが、こういうことは可能であるということを明確化していこうというようなことで、それはここに入れ込んでいます。

○鈴木委員 要するに、そういうことができるということを企業側がわかるということが一番重要なので、そういうアピールはしっかりやっていただきたいという点です。

もう一点は、細かなことで恐縮なのですが、1ページ目の2(2)の名称というところで、自由な名前をつけられるのだということなのなのですが、括弧づけでシニア

のハローワークだということを知ってほしいと思うのですが、括弧の中が「〇〇ハローワーク」になっているので、これは「〇〇シニア・ハローワーク」とすることはできないのですか。

○渡部課長補佐 「〇〇シニア・ハローワーク」が原則なのですが、これは今回、北九州市さんの要望をいただいて、恐らく北九州市さんは「アクティブシニア・ハローワーク」と入れたいのだと思っています。「アクティブシニア・ハローワーク」と入れた後に括弧で、重ねて「〇〇シニア・ハローワーク」だとくどいかなと思ったのでこういう形にしたのですが、ここも「等」としてありますので、そこはうまく現場で工夫してもらえばいいかと思っています。

○鈴木委員 わかりました。

あともう一点だけ。基本的にハローワークがこれをやるという話なのですが、私の地元というか、大阪の西成区みたいなところを考えると、あいりん職安というのがあるのですが、これは全然こういう求職活動をしていないところなのです。今度やるかもしれないということになっているのですが、実際にやっているのは財団法人西成労働福祉センターというところがやっているのですが、そういうところもこれは可能なのですか。「等」で押さえているということですね。

○渡部課長補佐 可能は可能なのですが、あいりんの労働に関してはかなり特殊なハローワークでございます。

○鈴木委員 結構高齢化してしまっているんで、特別清掃とかをやっている連中が、こういうのが出てこられればいいと思うのです。

○渡部課長補佐 もし要望が出てくれば、そこは広くできまして、あと、必ずしもこの形をとらなくても、今は雇用対策協定を結んで協力しながらやるとかいろいろなやり方がある中で、これでということになれば、広くは読めるようにつくっております。

○鈴木委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

北九州の場合に構造改革特区でということなのですが、これは地域を広げていくときはどういう手続なのでしょうか。

○福士課長 地域を広げていくというか、先ほどありましたが、北九州と同じようにやりたいと申請していただいて、我々と労働局と相談しながら、それを認めていくという形になると思います。

○八田座長 ということは、これはやはり北九州市のためにつくったという面もあるのですか。

○福士課長 いえ、これはもう一般的なものも後から追加で申し込んできたら受けられます。

○八田座長 具体的に構造改革特区はこれでやると。だから、構造改革特区に申請があったら、それを認めるかどうかについて、またそこで協議するけれども、基本的にはこれに

沿ったものになるということですね。

○渡部課長補佐 北九州市の要望を踏まえたものではありませんけれども、ほかから出てきても、ある程度柔軟に対応できるようにということをつくっております。

○八田座長 事務局に伺いますけれども、今のところは北九州市以外でこういう要望はまだないのですか。

○塩見参事官 事務局では特に承知してございません。

○八田座長 わかりました。

それでは、随分きちんとつくっていただいたと思いますので、事務局もほかにコメントありますか。ありませんね。

では、どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○渡部課長補佐 別表の内容のほうはよろしかったですか。

○福士課長 別表は、これを抜き出したような形で作っています。別表1。

○塩見参事官 つくり方の話ですか。

○渡部課長補佐 内容について、まだ話していませんけれども、これも説明が必要ですか。

○八田座長 では、お願いします。

○福士課長 別表については、ほとんど先ほどの内容を特例措置の中に書いているということで、措置区分としては通達等で行いまして、法令等のところは、なしという形で、同意の要件も特になし。また、特例措置に伴い必要となる手続もないという中で進めてまいります。

○八田座長 これはよろしいですね。

どうもありがとうございました。